

環境影響評価法等に関する環境省の見解

1 環境影響評価法における事故時の考え方について

- (1) 環境影響評価では、事故時に発生する環境影響は対象外であり、原子力発電所等の事故・災害時の影響は対象外とされている。

しかし、一部で事故時と解釈できるものも環境影響評価の対象となっている事例がある。(風力発電所におけるバードストライク、野生動物のロードキル、ダム放水における危険周知、設備のメンテナンスなど)

つきましては、環境影響評価における「事故」について、貴省の見解をご教示願いたい。

環境省の見解

法第2条の定義において、環境影響評価は以下のとおり定義されている。

「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

上記の「活動に伴って生ずる影響」は、事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、供用時の中に事故時の影響は含まれない。

- (2) 水質汚濁防止法では事故時の措置を明確に規定しているほか、他の法律でも基準超過の場合等における措置を規定しているが、環境影響評価法において、事故時の環境影響を除く理由をご教示願いたい。

環境省の見解

例えば水質汚濁防止法は、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全すること等を目的として規制等を行う法律であり、各法律の目的に応じて事故時の措置が規定されている。

2 法律による規制と環境影響評価の必要性について

(原子力発電所供用時における放射性物質の調査・予測・評価)

環境影響評価では、法律の規制基準や環境基準等との整合性をとることではなく、事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避低減することが目的である。

法律の規制が存在することを理由に環境影響評価が不要とする考え方は適切ではないとの意見があるため、貴省の見解をご教示願いたい。

環境省の見解

「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員報告書」では、供用時に放射性物質を取り扱う事業における留意事項として、原子力発電所の供用時における一般環境中の放射線量については、できる限り低減する措置を講じられることが重要であり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力規制委員会により審査が行われることとなっている点を挙げている。

経済産業省は、主務省令改正時の意見募集において以下のとおり回答しており、原子力発電所の供用時の影響要因に係る参考項目については検討が見送られたが、環境影響評価法において、原子力発電所の供用時における一般環境中の放射性物質を対象外としたものではない。

意見	原子力発電所の立地の適切性、供用期間や廃炉期間の放射性物質の放出、放射性廃棄物、事故時の影響、避難対策等についても環境影響評価の際の検討対象とすべき。
回答	現在、既存の原子力発電所について、原子力規制委員会において新規規制基準に基づく安全確認が進められているところであり、現段階で原子力発電所の新增設・リプレースは想定していないため、原子力発電所に係る環境影響評価のあり方については、現段階で検討する必要があるとは考えていません。

3 放射性物質の適用除外規定削除に伴い対象事業を追加していないが、その理由をご教示願いたい。

環境省の見解

放射性物質を扱う施設としては以下のようなものもあるが、これらの施設においては、以下の括弧内に示したそれぞれの法律に基づき放射性物質に係る適正な管理・規制がなされることとなっている。

- ①病院や研究施設等の放射性物質を取扱う施設（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号））
- ②核原料・核燃料関連施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号））
- ③事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に必要な中間貯蔵施設、指定廃棄物の最終処分場、除染事業等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号））

これらの各施設等に対する各法に基づく管理・規制状況を踏まえれば、環境影響評価法の対象とすべき「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの」ではないと考えている。